

12月は釧路総合振興局と町共同の 地方税共同滞納整理強調月間です

釧路総合振興局と町は、税の公平性を保つため共同で徴収対策を強化し
差し押さえなどの滞納処分を実施します。

道税・町税 納めましたか?!

まだ納めていない方は、すぐに納めるか、納税の相談をしてください。

▶納税に関する相談・問い合わせ先

- 道税/釧路総合振興局納税課 ☎ 0 1 5 4 ④ 9 1 7 5 (直通) まで。
- 町税/役場税務課 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通) まで。

この冬の電力供給については、最低限必要な予備率は確保できる見通しです。
ですが、北海道は他の電力会社からの電力融通に制限があることに加え、本州との間を
結ぶ電力供給設備や主要発電設備などに万が一不具合が生じた場合に備える必要があり
ます。
厳しい寒さに見舞われる北海道において、電力不足がもたらす影響は大変大きいと予
想されます、夏に引き続き節電を心掛けていきましょう。

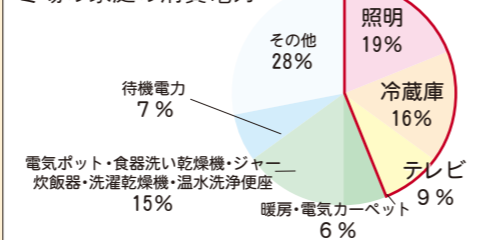
冬も 節電

節電期間・時間帯・量

12月10日(月)～12月28日(金) 平日16時～21時
1月7日(月)～3月1日(金) 平日8時～21時
3月4日(月)～3月8日(金) 16時～21時

—昨年比7%以上の節電

冬場の家庭の消費電力



家庭での電力使用が増える16時～21時。この時間帯で節電に取り組むにはどうしたらよいのでしょうか。
冬場、家庭では19時に平均で約1,000Wの電力を消費していて、その4割以上を「照明」「冷蔵庫」「テレビ」が占め
ます。これらの使い方がポイントになりそうです。(右上のグラフ参照)
外出中でも「冷蔵庫」「温水洗浄便座」「待機電力」などで約250Wを消費しています。こちらにも気を配っていきま
しょう。

	照明	不要な照明をできるだけ消す。	節電効果(削減率)	6%
	テレビ	画面の輝度を下げ、必要なとき以外は消す。 ※標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合。	節電効果(削減率)	3%
	冷蔵庫	設定を控えめ(「弱」など)にする 扉を開ける時間をできるだけ減らす。 食品を詰め込み過ぎないようにする。 ※食品の傷みにご注意ください。	節電効果(削減率)	2%
	待機電力	リモコンではなく、本体の主電源を切る。 長時間使わない機器は、プラグをコンセントから抜く。	節電効果(削減率)	2%
	温水洗浄便座	便座保温・温水の設定温度を下げる。 使わないときは、ふたを閉める。	節電効果(削減率)	1%

問い合わせ先/役場企画財政課環境室環境政策係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

本年度分の町税(町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険
税)、使用料(上下水道使用料、下水道受益者負担金、住宅使用料、保育
料、後期高齢者医療保険料、介護保険料)は納付済みですか?
今一度、納付書をお確かめください。

納税は町民の義務です

滞納をするということは、町税などを完納されている方との「税負担の公
平の原則」を大きく逸脱する行為です。

税負担の公平を今一度強く認識し、納期限内納付の励行と滞納解消の計
画、実行をお願いします。

夜間納税窓口開設のお知らせ

日中、役場に来られない方のために、下記のとおり『夜間納税窓口』の業務を
行います。ぜひ、ご利用ください。

- ▶開設日/12月12日(水)、26日(水)
- ▶開設場所/役場庁舎、川湯支所
- ▶開設時間/午後8時まで

※水道課も同様に窓口を開設します。

納税窓口



釧路・根室広域地方税滞納整理機構

弟子屈町を含む釧路・根室管内11町村では、新たな滞納者対策として町村に
代わり、税法に基づく強制的な滞納処分を実施する組織を、平成19年4月1日
設立しました。

この組織は、構成する町村から引き継がれた滞納者に対し、滞納額全額の一
括納付または1年以内の短期的な分割納付をしなければ、徹底した財産調査
を行った上で、差し押さえや公売などの方法により強制的に徴収します。

このような滞納処分を受けないためにも、機構への引き継ぎ対象とならな
いよう税の納付をお願いします。

※徴収のための個別訪問は行いません。引き継ぎ期間中は、町への納付や納税相談ができなくな
ります。

▶機構が行う滞納処分

- 給与……………会社に給与照会し、給与を差し押さえます。
- 敷金・家賃収入 ……借家の敷金や入居者の家賃を差し押さえて徴収します。
- 動産……………自動車や貴金属、家電製品などを、強制調査(搜索)により差し
押さえて公売します。
- 不動産……………家屋や土地を差し押さえて公売します。
- 生命保険……………生命保険を強制的に解約し、解約返戻金を徴収します。
- 預貯金……………銀行預金や郵便貯金を差し押さえて徴収します。

※弟子屈町も、給与や生命保険、預貯金、不動産、動産の差し押さえを随時執行
しています。

問い合わせ先/役場税務課 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

12月は

町税等完納強調月間です

あなたの税金が弟子屈町を支えています!